

よこはま緑の推進団体連絡協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、よこはま緑の推進団体連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、各「よこはま緑の推進団体」の交流を図り、住み良い緑の地域環境を創造することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 居住地域及び民間施設の緑化に関する情報の交換
- (2) 研修会等の開催
- (3) 横浜市及び公益財団法人横浜市緑の協会の緑化行事への参加
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は「よこはま緑の推進団体」をもって会員として組織し、かつ、その目的を遂行するため、区連絡会を設置するものとする。区連絡会については別に規約を定めるものとする。

第2章

(種 別)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事18名以内（会長、副会長を含む）
- (4) 監事2名

2 役員は区連絡会会長があたる

3 この会に参加をおくことができる。

(選 任)

第6条 役員を選任は総会において行う

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は本会の業務を執行する。

4 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査する。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の前任期間とする。

2 役員の再任はこれを妨げない。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は年1回会長がこれを召集し、必要事項を出席会員の過半数をもって議決する。

2 総会議長は、会長がこれにあたる。

(理事会)

第10条 理事会は会長がこれを召集し、総会に付議する事項及び本会の事業の運営に関する主要事項を、出席理事の過半数をもって議決する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第4章 会計

(経費)

第11条 本会に要する経費は、公益財団法人横浜市緑の協会からの助成金等をもって充てるものとする。

(予算)

第12条 本会の収支予算は、年度開始前に会長がこれを作成し、総会の議決を経て定める。

(決算)

第13条 本会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、毎年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(事務)

第15条 本会の事務は、当分の間、公益財団法人横浜市緑の協会が行うこととし、事務局長は管理部長とする。

(施行細則)

第16条 この規則の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附則)

この規定は、平成 5年1月23日から施行する。

この規定は、平成11年4月 1日から施行する。

この規定は、平成21年9月11日から施行する。

この規定は、平成24年4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年4月 1日から施行する。